平成２５年（フ）第１３４号
青森県八戸市岬台４丁目３番１―18号　県営住宅
債務者　河村　綾乃
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
北海道夕張郡栗山町字継立176番地37
債務者　三上　康子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１０９号
北海道室蘭市寿町２丁目６番３号
債務者　門別　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
盛岡市東松園４丁目11番７―23号
債務者　押切真由美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３０号
岩手県二戸市福岡字長嶺113番地３
債務者　浅水　サダ
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３６６号
神奈川県秦野市堀山下517番地の２
債務者　田村　順子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２１号
神奈川県平塚市田村２丁目10番８―836号　県公社田村共同住宅
債務者　唐　　雄二
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２８号
愛知県岩倉市大地町半田25番地２　桜荘203号
債務者　小松　　瞳
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３２号
愛知県江南市中奈良町熊野266番地
債務者　田川　絢子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８３７号
京都市北区紫竹下緑町54番地
債務者　楢原季里子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９８号
京都市山科区西野楳本町50番地45
債務者　小谷　秀明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３７号
京都市北区大北山原谷乾町237番地25
債務者　メンバーズスナックのぼること　髙橋　朝尾
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
長崎県諫早市永昌町14―２ワンダーランド諫早店寮402、住民票上の住所長崎県諫早市黒崎町397番地
債務者　下釜　民也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
長崎県諫早市飯盛町佐田805番地22、前住所長崎市滑石５丁目５番43号安部アパートＡ―203号室
債務者　相川潤一郎（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
仙台市若林区今泉１丁目１番21号
債務者　引地　利子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
宮城県黒川郡富谷町富谷字狸屋敷202番地町営西沢住宅56号棟、従前の住所宮城県黒川郡富谷町富谷字狸屋敷137番地11　サンガーデンＳＢ棟202
債務者　村山こず恵
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
仙台市青葉区荒巻字青葉519番地の1384
債務者　松本　奈々
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係